

令和2年10月26日招集

令和2年 第10回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和2年第10回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第10回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和2年10月26日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	7番	瀬野幸太郎
8番	小野博	9番	齋藤誠	10番	大類彦幸
11番	本田勝彦	12番	松田一雄	13番	秋葉いく子
14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子	16番	大内恒一
17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作	19番	工藤喜恵治

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第13号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第14号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第44号 農用地利用集積計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	小野智江美

1. 議長 農業委員会会長 工藤喜恵治

## 1. 議事の顛末

### 【議長】

只今から、令和2年第10回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、6番岡田和敏委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

13番秋葉いく子委員、14番齊藤明男委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第9回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第13号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第8、議第44号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と3案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

### 【加藤事務局長】

令和2年第10回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第13号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号3番、申請者住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●●、●●●●●。

転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●●。

地目：田。面積：1,493 m<sup>2</sup>の内 38.88 m<sup>2</sup>。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農作業小屋を設置する。所要面積：農作業小屋 38.88 m<sup>2</sup>。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、3件であります。

報第14号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号62番、土地の所在：大字野川字中野川●●●●。地目、登記簿：畑、  
現況：畑、地籍：687 m<sup>2</sup>ほか4筆。賃貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。  
賃借人住所氏名：山形市富の中二丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：自作であります。

以下、受付番号63番、64番の2申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、7件です。

議第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号91番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：田、  
現況：樹園地、地籍：1,220 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。  
事由：労力不足、経営面積：199 a。  
譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：相手方の要望。  
経営面積：423 aであります。

以下、受付番号92番から96番までの5申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号97番、土地の所在：大字長瀬字下島●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、  
地籍：343 m<sup>2</sup>ほか1筆。貸人住所氏名：宮城県大崎市古川北町五丁目●●●●、●●●●。  
事由：労力不足、経営面積：56 a。  
借人住所氏名：西村山郡河北町谷地字東●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営

面積 158 a であります。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、7 件です。

議第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 45 番、土地の所在：本町●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍 784 m<sup>2</sup>ほか 2 筆。譲渡人住所氏名：東根市本町●●●●、●●●●。職業：無職、ほか 1 名。譲受人住所氏名：東根市中央二丁目 11 番 1 号 天野地所株式会社 代表取締役 天野誠也。職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、道路。所要面積計：1,464.37 m<sup>2</sup>。備考として所有権移転、併用地有、実測面積となります。

以下、受付番号 46 番から 11 頁の受付番号 51 番までの 6 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 5 条及び例外確認の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。13 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、17 計画です。

議第 44 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転。

受付番号 60 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：2,529 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。売人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●●。買人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用。移転時期：令和 2 年 10 月 26 日。対価、総額：2,400,000 円、支払い方法：口座。支払期限：令和 2 年 11 月 13 日、引き渡し時期：令和 2 年 11 月 16 日。買人の耕作面積は 113 a であります。

以下、受付番号 61 番から 66 番までの 6 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略さ

させていただきます。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定。

受付番号 214 番、土地の所在：大字蟹沢字西●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地籍：1,272 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 2 年 10 月 26 日、終期：令和 12 年 10 月 25 日。賃借料：10 a あたり 19,654 円。10 年新規。借り人の耕作面積は 203 a であります。

以下、受付番号 215 番から 17 頁の受付番号 223 番までの 9 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と議案 3 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 【議長】

次に日程第 9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

#### 【3 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 10 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 6 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、合計 7 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 10 月 15 日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 91 番から 92 番及び 94 番の申請事由は、相手方の要望、受付番号 93 番及び 95 番から 96 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 97 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4 番、小関春男農地転用委員会委員長。

**【4 番小関春男農地転用委員会委員長】**

はい、4 番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 10 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。このたび、提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 7 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 10 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号 45 番、46 番及び 48 番の土地については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 45 番は宅地分譲を、受付番号 46 番は駐車場を、受付番号 48 番は一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の (1) のエの (ア) b (c)」に該当。

受付番号 47 番及び 50 番については、農地の規模が 10 ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号 47 番は、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の (1) のイの (ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の (1) のイの (イ) c (e)」に該当。

受付番号 50 番は、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 までの拡張で、車庫を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の (1) のイの (ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の (1) のイの (イ) e (e)」に該当。

受付番号 49 番及び 51 番の土地については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、その規模が 10 ヘクタール未満であることから、第二種農地となりますが、受付番号 49 番は集落に接続して一般住宅を、受付番号 51 番は建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の (1) のオの (ア) b」に該当。

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の (1) のオの (イ) b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから 30 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

30 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【14 番 齊藤明男委員】**

14 番 齊藤です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 42 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件。

議第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、4 件。

議第 44 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 1 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 42 号については、相手方の要望によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 43 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。



議第 44 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【4 番小関春男委員】**

4 番小関です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 42 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件。

議第 44 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 1 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 42 号については、経営規模拡大、及び相手方の要望によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 44 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

**【18 番芦野忠作委員】**

18 番芦野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 42 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、3 件。

議第 44 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 5 件、賃貸借権設定関係 10 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 42 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 43 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 44 号については、田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 13 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 14 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 42 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 44 号農用地利用集積計画について、以上、3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 42 号から議第 44 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 42 号から議第 44 号について、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 2 年第 10 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 11 時 00 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員